

〔論 文〕

第二次世界大戦中に強制収容された
日系人に対するもう一つの戦後補償

——日系ペルー人ヘクター・ワタナベさんの闘い——

賀 川 真 理

I はじめに

第二次世界大戦中、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）のルーズヴェルト（Franklin Delano Roosevelt）大統領（1933-1945年在位）は、1942年2月19日の行政命令第9066号により、陸軍長官および軍事司令官に対し、必要に応じて「軍事区域（military areas）」を設け、こうした区域からある人物あるいはすべての人々を排除すること、また同区域への立ち入りや滞在、退去に関して制限を設ける権利を付与した¹⁾。

これを受けて、軍事区域に指定されたアメリカ西部を中心とするカリフォルニア、オレゴン、ワシントン、そしてアリゾナの4州に居住していた日本人および日系アメリカ人には、当初域外への自発的な退去が勧告された²⁾。しかし、この求めに応じた約1万人のうち、無事に州境を越えられたのはわずかに1000人ほどであり、多くの場合、彼らは移動を拒否されたり危害を加えられたりして、立ち退くことができなかった。

そのため彼らは、同年3月17日には自発的な移動が禁止され、その後何ら根拠もないまま強制立ち退きが実施され、長年住み続けてきた家を後にしなければならなかっただけでなく、多くの場合、再び自分の家に戻ることもできなかった³⁾。こののち、一部の学生や忠誠を誓ってアメリカ兵として出兵した人々を除き、多くの日本人もしくは日本人の血統を16分の1以

上引く日系アメリカ人は、少なくとも1945年まで将来に大きな不安を抱えながら、収容所で不自由な生活を余儀なくされたのである。

全米10か所に設けられた強制収容所に入れられた日本人および日系アメリカ人は、最終的には約12万人に上った。こうした彼らに対する本格的な戦後補償の動きは、公民権運動などに触発された結果、1988年に連邦議会上下両院を通過した法案にレーガン（Ronald Reagan）大統領（1981-1989年在位）が署名し、「市民自由法（the Civil Liberties Act）⁴⁾」として成立させたことで結実した。同法には、アメリカ政府が国家として正式に謝罪することと、法案成立当時に生存していた収容者に対して一人当たり2万ドルの戦後補償を行なう内容が盛り込まれていたことは周知の事実である。

しかしその際、日本によって拘束されたアメリカ人捕虜との交換要員として、ペルー共和国（以下、ペルー）をはじめとしたラテンアメリカ13か国からアメリカに連行され、主としてテキサス州クリスタルシティ（Crystal City, Texas, 地図1参照）の抑留所（internment camp）⁵⁾に「人質（hostage）」として収容された人々への補償は、彼らが当時「不法外国人（illegal aliens）」であったために認められなかった⁶⁾。

さらに、こうしたラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された日本人や日系人の多くは、戦後、本国から帰国を拒否され、アメリカにとどまるか、日本への帰国を余儀なくされた⁷⁾。

何よりも、彼らはパスポートなどをアメリカ官憲に取り上げられ、不法滞在の扱いをされるなど、戦時中に不当な待遇を受けたにも関わらず、1988年のアメリカ政府による戦後補償の対象にはならなかったのである。もとより、彼らは何の罪もないのにアメリカに連行された⁸⁾。そうした彼らについては、これまでにその存在についてさえ「アメリカ人の90-95パーセントが知らず⁹⁾」、また日本でもほとんど知られてこなかったと言ってよい。

本論文の目的は、「市民自由法」で戦後補償を拒否された日系ラテンアメリカ人および日本人の実態を浮き彫りにし、どのような経緯でアメリカに連行されることになり、アメリカ政府により「不法外国人」というレッテルを貼られた人々が、その後における補償交渉でどのよう

な役割を果たしてきたのかという点を解明することにある。

そのため、日米開戦以前におけるペルーの日本人移民および日系移民コミュニティの状況に触れた上で、ペルーで出生し、ご自身が3歳半の時にクリスタルシティの抑留所に収容され、現在ロサンゼルス在住のヘクター・ワタナベ(Hector Watanabe)さん(以下断りのない限り、「ワタナベさん」と記す)に対するインタビューを中心として、考察を行なうこととする。

ワタナベさんは、前述の日系アメリカ人への補償交渉の過程で実施された連邦議会下院における公聴会で証言されたほか、後述の「モチヅキ訴訟」が起こされている最中に設立され、現在では日系ラテンアメリカ人への戦後補償を求

地図1 渡辺春吉さんがペルーを出国してからアメリカに到着するまでの足取り



出典) http://www.takemaps.com/jp/map_of_america_jp.php, accessed January 7, 2012より作成。

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

める上で中核的存在となっている組織「正義を追及する運動 (Campaign for Justice)」の主要メンバーとしても活躍をされてきた方である。

インタビューでは、同氏の父が遺したメモを基に、両親がペルーに移住した経緯と同地での生活について教えて頂いたほか、日米間で第二次世界大戦が勃発したのち、一家がペルーからアメリカへ移送されたこと、抑留所を出てからアメリカにおける市民権獲得、そして今日に至るアメリカでの生活、補償交渉との係わりなどについて、ご本人の歩んで来られた道程を伺った¹⁰⁾。本インタビューを通じて、今なお当時のことを「苦痛であった」と振り返らざるを得ない、一人の日系ペルー人（現在は、アメリカ国籍を取得）の苦悩と闘いへの思いを論じていきたいと考えている。

II ペルーにおける日本人移民

日本人がペルーへの移民を指南しはじめたのは、1900年頃のことである。1899年に日本の移民会社である森岡商会が斡旋し、横浜から790人の移民を乗せた「佐倉丸」がペルーに向けて出航し、4月にカジャオ (Callao, 地図2参照) に到着したのが集団移民の最初である。当初、彼らはペルーの沿岸で、サトウキビや綿花栽培に従事していた¹¹⁾。

しかし、予想以上の重労働であったことや雇用主とのトラブル、マラリアの流行といった現実、さらには1906年に契約期間がそれまでの4年から6か月に短縮されたことなどにより、日本人移民は1910年までに、より良い仕事を求めて都市部に移動することが多くなっていた。そ

地図2 ペルーにおける主要都市地図



出典) http://www.aquanotes.com/s_america/peru.html, accessed January 7, 2012より作成。

表1 1910-1921年にペルーに渡った日本人移民数 (単位:人)

西暦(年)	男性	女性	合計
1910	425	14	439
1911	322	12	334
1912	550	73	623
1913	980	179	1159
1914	909	169	1078
1915	877	203	1080
1916	867	135	1002
1917	1137	318	1455
1918	1013	346	1359
1919	1319	177	1496
1920	583	74	657
1921	546	77	623

出典) C. Harvey Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973* (Albuquerque, New Mexico: University of New Mexico Press, 1975), p.34.

して1920年代には、新たにペルーに渡る日本人移民は、最初からリマやカジャオ、その他の都市で生活を開始するようになった。こうして、1923年に契約移民が廃止されるまでの間にペルーに向かった日本人移民は、合計1万7764人に上った¹²⁾。

ところで、1910年から1921年の間にペルーに渡った日本人の総数は1万1305人であり(表1参照)、1919年がそのピークであったが、その数は1年間に1500人を超えることはなかった。しかし、すでに1920年代にはペルーの複数の報道機関が、ペルー在住の日本人移民数が過剰であると批判するようになっていたにも関わらず、在横浜ペルー領事は、ペルー政府によって奨励されていた移民の「利点」を説き続けていた。

その「利点」とは以下の3点であり、第1に(日本から)カジャオまでの8日間におよぶ乗船費および宿泊代は無料であること、第2にマ

サマリ川(Río Masamari, タルマの東部に位置する)周辺の山脈地帯にある10ヘクタールを農民に「譲渡」という政府の奨励策を含む仕事の斡旋、そして第3に農民に対して50(ペルー)ドルまでの貸し付けを行なう用意があることであった。ただし、これらのペルー政府によって「利点」として強調されていたことについて、アメリカ大使館では「まったくの宣伝であり、現実的なものとはかけ離れている」と報告されている¹³⁾。

このようにしてペルー政府の宣伝に魅了された日本人移民は、表2にあるように、1924年以降も移民会社を通じて、もしくは個人で、引き続きペルーに移民し続けた。

ペルーに渡った日本人移民は、当初、ハワイやアメリカ本土に向かった移民と同様、単身で出稼ぎ目的であったが、やがて現地に定住するために妻や家族を持つようになる。ペルーでは、1933年3月28日の憲法により、「(ペルー)共和国で出生した者はペルー人である¹⁴⁾」と

表2 1924-1930年までにペルーに渡った日本人数 (単位:人)

西暦(年)	移民会社を介した移住者	個人で移住した者	合計人数
1924	335	416	751
1925	306	731	1037
1926	496	866	1362
1927	392	1031	1423
1928	312	841	1153
1929	222	1105	1327
1930	139	741	880

出典) Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973*, p.36.

する規定があり、属地主義（出生地主義とも言う）を採用していたので、現地で生まれた子供には両親の国籍に関係なくペルー国籍が付与されていた。しかし、1930年代初頭のアメリカにおける世界恐慌に端を発した経済不況は、ペルー経済にも大きな影を落とし、その矛先は経済的に成功を収めていた日本人に向けられるようになった。

こうした時期にペルーへ向かった日本人移民の数は、もはや1920年代に見られたような年間に1000人を超す状況にはなかった。1931年以降1937年までにペルーに渡ったその数は、1935年の814人が最も多く、次いで1936年の593人、1933年の481人といった具合であり、逆に最も少なかったのは1937年の116人、次いで1931年の299人、1932年の369人といった具合であった¹⁵⁾。

それでも現地の人々は、日本人は「当初、ペルーを生涯の中でのほんのわずかな一時期を過ごす場所という考え方を持っていたほか、祖国への愛情が深く、日本の文化は優れていると確認しており、日本人であることを強調するための組織形成を奨励している」とみなしていた。実際に日本人移民の多くは、出身地である福岡や山形、広島、沖縄などの県人会に属していた¹⁶⁾。

日本人移民にとって厳しい試練の幕開けとな

ったのは、1936年6月のペルーにおける移民法の改正であると言えよう。同法では、第1に、年間の総移民数が1万6000人、すなわちペルーにおける総人口の1パーセントの3分の2に相当する数を超えないこと、第2に、人種上のグループを単位とした移民は禁止されること、第3に、祖国に帰り、その後ペルーに再入国をしようとする外国の住民は、この認められた人数の枠内でのみ可能とすること、第4に、現地人を80パーセントは雇わなければならないとする法律を企業にも当てはめるものとし、職業に就いたり商売を行なったりする上で、外国人は20パーセントを超すことができないこと、第5に、外国人ですでにその職に就いている場合は継続することができるが、この割合に関する規則に従う場合のみ、企業を他の外国人に売ったり移転したりすることができる、といったものであった¹⁷⁾。

つまりこれ以後は、日本人移民の数がかなり制限された上、「帰米」と言って日本人や日系人らの子供を祖国である日本に送り、教育を受けさせたのちにペルーに帰国させるといったことも自由にできなくなった。こうした法改正について、日本政府は現地の外務大臣に抗議したが、同法はどこか特定の国や国民を対象としたものではなく、一般的に当てはまるものだとさ

れ、受け入れられなかった¹⁸⁾。

さらにペルー政府は、行政布告によって多くの日系人からペルー国籍を剥奪した。ペルー共和国憲法には、前述のように属地主義を採用するとの条項があるにも係わらず、1937年4月20日には地方の役人に向けて、ペルー国内で1936年6月26日以前の出生について、外国籍の親からの出生届を無効にするよう命じると同時に、それまでに出生届が提出されていないものに関しては、そうした届けを受理しないように命じた。こうして、ペルー国内での出生証明、つまりはペルー国籍の証明を不可能にしたのであった¹⁹⁾。当時ペルーの日本人移民は、日本の外交公館とペルーの役所の両方に出生届を出し、いわゆる二重国籍を取得する者が多かった。しかしこれ以降、ペルー国籍を証明できない者の多くは、日本国籍だけを保有することになった。

このような立法行為が行なわれてもなお、都市部においては日本人に対する排斥行為が過熱する事態となった。経済上の対立に加え、1930年代に日本が起こした満州事変に代表される一連の軍事行動への批判が、1940年5月13日にペルーの首都リマ(Lima)やカジャオにおける暴動につながった。それまでペルーで順調に商売を続けてきた日系社会において、600件を超す日本人の商店や家屋、学校などが損傷を受けた。さらに、リマ暴動から11日後の同年5月24日には、リマ近郊で地震が発生したことにより、日系社会は大打撃を受けることになったのである。同年7月16日には、暴動の被害を受け再起不能となった54家族316人が、日本に向け帰国する道を選んだ²⁰⁾。

その後におよんでも、排日の手が緩むことはなかった。1940年の法令では、国籍の決定に当たり、子供の国籍を両親の国籍により定める原則である属人主義(血統主義とも言う)を採用している国からやって来た出生によるペルー人で、両親の出身国に教育その他の目的により住んでいた者は、他の国籍を取得したものとみなされ、したがってペルーの国籍は失ったものと

みなすと規定された²¹⁾。

日本人移民に反発するこうした対応が現地であられた背景には、移民社会に共通して起こりがちな要素が見られていた。すなわち、1940年にはペルー在住の日本人のうち約80パーセントが首都であるリマとカジャオに住むようになり、ペルーに居住する外国人の28.08パーセントを日本人が占めるに至っていた²²⁾。日本人移民がこのように集住した結果、ペルーの都市部における日本人あるいは日系人に対する姿勢に大きな変化がもたらされたのである。

それでも、1940年時点におけるペルー在住日本人のうち、男性は1万1741人、女性は5853人であり、このうち既婚者は男性で6127人、女性で4472人を占め、かつてペルー在住の中国人の場合は95パーセントが男性であったことと比べると、当時の日本人は現地に定着しようとする姿勢を示していたと思われる²³⁾。

Ⅲ ヘクター・ワタナベさんの生い立ちからペルー出国まで

日系ラテンアメリカ人の戦後補償を求める運動に参加されていたワタナベさんは、日系社会がまさしくこうして大きく揺れ動いていた1940年に、ペルーのタルマ(Tarma, 地図2参照)で出生した日系ペルー人であった。父渡辺春吉(わたなべ・はるきち)さんと母渡辺及(わたなべ・およぶ)さんを両親に持つ、日本人移民の二世であり、5人兄弟の3男である。ヘクター・ワタナベさんの上には兄二人が、下には妹と弟がそれぞれ一人ずついた。

福島県出身の父は、1901年2月に福島県鳥川村(1955年3月に信夫村として合併され、1966年6月に現在の福島市に編入)で出生した。渡辺春吉さんは、18歳の時に海外に行きたいとの希望を父に打ち明けたところ、父は自分の兄にアドバイスを求めたが、その兄は春吉さんに「一生懸命に働きなさい。そうすれば日本でたくさんのお金が稼げるようになるから。」と言ったそうである。すなわち、春吉さんの叔父

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

は、春吉さんが海外に行くよりも日本にとどまるよう助言したのであった。

しかし、春吉さんが18歳になった10月に、すでにペルーに行っていた父の姉から手紙が来て、そこには、まもなく「新しい日本の法律²⁴⁾」が施行され、その法律のもとでは18歳以上の日本人が日本を離れることができなくなるようだと書かれていた。そこで春吉さんは、再度父と交渉をしたところ、父は姉のいるところに行くのならばよいとして許可を出した。こうして春吉さんは、福島県在住の建築家の世話のもと、1919年にペルーのリマに向けて出発することになった。

日本からペルーに渡った渡辺春吉さんは、その後、ペルーでビジネスを営むようになっていた。真珠湾攻撃がはじまった当時、春吉さんはタルマ日本人商工会議所 (Tarma Japanese Business Association) の副所長を務めており、ペルー政府と日系コミュニティとの事実上の交渉役も務めていた。ワタナベさんの母は1909年9月に熊本県玉名郡腹赤村 (現在の玉名郡長洲

町) で出生し、福田家の長女であったが、写真結婚により渡辺家に嫁いだ。ワタナベさんの兄弟のうち、ヘクターさんまではペルーで出生し、妹たちはアメリカで出生した。

戦争がはじまる以前、ワタナベさん一家はペルーの首都リマ近郊に位置するワンカヨ (Huancayo, 地図2参照) で、衣料品を中心としたワタナベ商店 (Casa de Watanabe) を営んでいた²⁵⁾ (写真参照)。

ここで、日本による真珠湾攻撃がはじまる以前の、アメリカによるラテンアメリカ諸国への対応に触れておきたい。ヨーロッパで戦争が勃発した1939年9月以降、アメリカ政府はラテンアメリカ諸国に、枢軸国出身の国民や枢軸国に好意的な国民の活動を注意深く見守るように促していた。1940年6月、連邦調査局には西半球における文民に対する諜報活動を行なう権限が与えられた。

さらに1941年に入ると、ラテンアメリカ諸国にあるアメリカ大使館では、「合法的なスパイ」として任命された情報要員が公表され、連絡将

写真 ペルーにおけるワタナベさん一家の店先にて



出典) ヘクター・ワタナベさん所蔵写真。

校として地元警察隊もしくは国家警察隊に配属された。彼らの主要な活動の一つが、疑わしい枢軸国の国民や枢軸国に好意的な支持者について情報を収集することであった。実際に真珠湾攻撃が開始されると、アメリカはラテンアメリカ諸国に枢軸国の国民および枢軸国寄りの行動に携わったと疑われる人々を収容するよう圧力をかけたのであった²⁶⁾。

このような状況で、アメリカおよびペルー時間の1941年12月7日に日米間で戦争がはじまると、日本人の商店はほぼすべてが命令により強制的に閉店させられた。これは、ペルー官憲によって実行されたのであるが、その後の日本人もしくは日系人の国外追放および抑留は、当時のルーズヴェルトアメリカ大統領とプラド(Manuel Prado y Ugarteche)ペルー大統領(第77代、1939年12月8日-1945年7月28日在位、のちに第82代大統領として1957年7月28日-1962年7月18日まで再び在位)との合意の下に、アメリカ政府の指示を受けたペルー政府によって実施されたものであった²⁷⁾。アメリカはすでに、1941年7月にはドイツ人、イタリア

人、日本人に関する「ブラック・リスト」を作成していたが、真珠湾攻撃の2日後には、その候補者をさらに拡大させていた(表3参照)。

アメリカは、多くのラテンアメリカ諸国が枢軸国と外交関係を持ち続ける中で、軍事物資の貸与や相互貿易協定、戦略的緊要物資に関する特別契約などを通じて、西半球における結束を強化しようとしていた²⁸⁾。

翌1942年には、ブラジルのリオデジャネイロでアメリカとラテンアメリカ諸国の外相会談が開催されたが、1月24日にペルーを含む参加国が対日国交断絶を宣言した²⁹⁾。ペルーでは直ちに日本の大使館および公使館が閉鎖され、外交官は軟禁されたほか、リマ市内に住む中央日本人会の会長、新聞関係者、日本人学校の校長ら、日本人の指導者12人が次々と逮捕された。

2月12日にペルーが枢軸国に対し宣戦を布告すると、枢軸国の国語に関して教育や公共の場での使用が禁止されたほか、3人以上の集会が許可制になり、運転免許や電話が没収された。特に日本人が経営する企業や商店は政府の管理下となり、なかには強制売却されたものも多数

表3 アメリカがペルーに提示した日本人と敵国外人の数に関するリスト(単位:人)

日付	日本人	枢軸国人合計
1941年12月9日	159	159
1942年8月10日	668	1005
1942年11月12日	741	1078
1943年4月23日	771	1161
1943年10月7日	781	1176
1944年3月23日	781	1170
1944年9月13日	772	1153
1945年2月28日	777	1117
1945年12月20日	773	938
1946年6月6日	0	0

出典) U.S., DS, *The Proclaimed List of Certain Blocked Nationals* (all lists and supplements) (Washington, GPO, 1941-1946), quoted from C. Harvey Gardiner, *Pawns in a Triangle: The Peruvian Japanese and the United States* (Seattle and London: University of Washington Press, 1981), p.15.

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

に上った³⁰⁾。

こうして、アメリカの要請でペルーからアメリカに向かった日本人は、4月14日の「アカデミア号」で48人、6月15日の「シャウニー号」で342人、12月15日に飛行機で送られた14人となった³¹⁾。ペルーからアメリカに向かった人数が急激に増えた理由として、1942年5月にアメリカのルーズヴェルト大統領の招待によってペルーのプラド大統領が訪米したことによる影響があるとの見方がある³²⁾。

またペルー政府もアメリカ側に、日本人の引き渡しをこれまで以上に行なう約束をした。ペルー外務省のベジード (Hernán Bellido) 博士は、「日本人に対する深刻な問題は何ら予見できないが、彼らを見張りが厳重な強制収容所に入れることにより、潜在的な危険を取り除くことができる」として、このことを容認した³³⁾。アメリカは、こうしてラテンアメリカ13か国から合計2264人の日本人および日系人を抑留所に入れたが、このうちの80パーセントに当たる1771人は、1942年4月から1945年4月までの間にペルーから送り込まれたのである³⁴⁾。

実際の移送に当たっては、司法省の移民帰化局 (Immigration and Naturalization Service, United States Department of Justice, 以下, INS) がその責務を担当し、アメリカへの送還と抑留は並行して行なわれた。1942年3月には、日本人移民の男子独身者に対し日本への帰国の募集があり、1942年4月4日、これに応募した141名 (なかには拘束された日本人学校の校長も含まれていた) が、「エリントン」号でカジャオを出港した³⁵⁾。

真珠湾攻撃後からワタナベさんの父、そして一家がペルーを離れる経緯に関しては、ワタナベさんの父が遺したメモに詳細が記されている。ワタナベさん一家の店は結局、真珠湾攻撃から約10か月もの間、閉鎖命令を受けずに営業を続けることができたのであるが、日米開戦の10か月後、ペルー政府はワタナベさんの家族の店に対して、閉店を命じる代わりにその店を支配下に置き、その後の3か月もの間、店から得

られる利益は同店の管理人を任せられた人物によって直接銀行に送られることになった。ワタナベさん一家の店はこのうち、正式に閉店を命じられた³⁶⁾。

さらに1か月後、第二次世界大戦が開始されてから14か月を経た1943年2月13日、フニン県 (Provincias de Junín) 知事からの命令を受けた「探偵カルベ氏」(執筆者注・弁護士のことを「探偵」と記述しているのではないと思われる)によって、最終的にワタナベさんの父である渡辺春吉さんは逮捕された。「探偵カルベ氏」はペルー政府からの命令であるとして、渡辺春吉さんをタルマ刑務所に収容した。その際には、妻である及さんと話をすることも許されなかったとされる³⁷⁾。

渡辺春吉さんが拘束されたことに対して、2日後の2月15日、「コンパカデレドクとるアルバレ氏 (執筆者注, Compadre Dr. Alvarez のことではないかと思われる)」と春吉さんの弟である盡さん³⁸⁾ がリマに出向き、プラド大統領に直接面会を申し出た。ワタナベさんの父が拘束されたことに抗議した両氏に対して、プラド大統領は「この事は米国の命令」であること、そして「渡辺がアメリカに行きたくないならば、私くしの住宅に來なさいと申した」のであった³⁹⁾。

ここで、プラド大統領が渡辺春吉さんの件で面会を受け、しかも自宅に滞在することを許可する発言を行なった意味は大きいと思われる。なぜならプラド大統領は、リマ暴動が起きてから2か月が経たないうちに議会を開き、その開催にあたり名指しこそ避けたものの、「日本人と他の移民の違いに言及して注意を引き」、「アンデス山脈の国に新たな家を求めてやって来る他の移民は、その出自(ルーツ)を抑え、その民族の血統を維持しつつ、新たな母国での習慣と教育を身に付けながら子育てをし、移民としてだけでなくホスト国にも貢献をしている」とし、暗に日本人を非難する演説を行なっており⁴⁰⁾、少なくとも国内向けには、日本人に対し親しみを持っているとは考えられない姿勢を示

していたからである。

ところで、日本人や日系人をペルーからアメリカに移送した時期には、数年の幅が見られた。たとえば、1903年生まれのエンドウ(Noriyoshi Endo)さんはリマで百貨店を営んでいたが、1942年6月15日に何ら罪を犯していないにも係わらずペルー官憲に拘束され、家族全員がアメリカ軍の警護の下、行先も告げられぬままアメリカ船に乗り込むことになった。また、1922年にペルーで生まれた日系二世のヤカビ(Arturo Shinei Yakabi)さんは、カジャオのパン屋で働いていたが、違法行為を示す証拠は何ら示されないうまま、1943年6月にエンドウさんとは別のアメリカ船で国外追放された。さらにその9か月後の1944年3月には、1883年に日本で出生し、かつてペルー生まれの夫人と結婚して(拘束当時に夫人は亡くなっていた)、帰化によるペルー人となっていたニムラ(Genji Nimura)さんもまた、別のアメリカ船で外国に追放となった⁴¹⁾。

さて、渡辺春吉さんがペルー官憲に捕らえられて以降、アメリカに到着するまでの足取りは、以下のものであった(地図1参照)。まず、拘束された翌日に当たる2月14日には何ら取り調べなどは行なわれず、結局のところ刑務所でまる3日間を過ごしたのち、2月17日の朝7時に友人ら50-60人が見送りに来てくれ、8時30分に自動車でタルマ(Tarma, Junin 県の中心地、地図2参照)を出発し、10時に「ヲロヤ(Oroya, Junin 県)」着。「ワンカヨハウハ(Junin 県の Huancayo を指すと思われる)」から来た人々とも「一同の旅」であった。そして4時30分に、「デサンパラ(Desamparados を指すと思われる)」に到着し、自動車でリマ県知事の隣「第6区の警官に未決伴で」「牢屋」に入れられた。

2月23日の誕生日を刑務所で過ごした渡辺春吉さんは、25日に両親がリマに出てきて「星さん宅」にお世話になっていると聞いたので、刑務所長に外出を願い出たが、断られた。その2日後の27日に「探偵」が付き添って外出した

が、両親は帰ったあとであり、「残念で堪りませんでした」。ただ、さらにその2日後、29日には再度外出が許され、両親はじめ弟やその他の人々とも面会をすることができた。その際、春吉さんは妻子のことを委ねると共に、面会に来た人々の健康を気遣った上で別れた。

こののち、渡辺春吉さんはアメリカに向けて旅立つことになる。3月1日の朝6時に刑務所を後にし、カジャオ港(執筆者注、メモの原稿にはカイカマ港と書かれている)に到着。ここでも友人らが見送ってくれ、再会を約束して別れ、船が出発したのは午後3時半であった。船上で夕食を食べ、皿洗いの手伝いをした春吉さん一行は、3月3日にサリナ(Salinas)に到着。夕方4時に同地を出発し、6日にはバルボア(Balboa)に着いて一泊した。そしてパナマ運河を経て7日午後にはコロン(Colon)に着き、大西洋に出たのち、キューバに到着した。さらに15日にはメキシコ湾を通り、21日の朝5時にアメリカのルイジアナ州ニューオーリンズに到着した。

ワタナベさんの父は、ペルー官憲に拘束されたのち、クリスタルシティに到着する前に、しばらくの間テキサス州のケネディー抑留所(Kenedy Internment Camp, 地図1参照)⁴²⁾において働くことになった。ニューオーリンズ到着後、午後10時に同様の境遇にあったと思われる日系人51人は、食事と寝台の付いた「1等」席の客車に乗り、2日2晩の旅をした後、3月22日の午後4時にケネディー抑留所に到着した。そこにはすでに240人が収容されていて、渡辺春吉さん一行を歓迎し、春吉さん自身は良い感情を持ったとメモには記されている。

ケネディー抑留所には、日系人だけではなく、200人を上回るドイツ人がいた。彼らは野菜を育てたり、店で働いたりしていた。渡辺春吉さんは、抑留所で道に砂利を敷く作業に2か月以上携わっていた。日系人は早朝にニュースを聞く習慣があったが、そこでは日本が勝ち続けているとの内容が繰り返し放送されていた。ぼくち打ちをしていた者の中には、「反日的な

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

人々は、日本が勝ったら刑務所に送り込まれ、死刑にされるだろう」と話す者もいたほどであり、多くの日系人はニュースの情報を基に、日本の勝利を確信していた。

6月12日に入り、渡辺春吉さんはドイツ人がアイダホ州コースキア (Kooskia, Idaho, アイダホ州の中心部から北に位置し、1943年から1945年まで使用されていた) の抑留所における道路建設計画について話しているのを聞いた。そこで、彼らに抑留所の管理者に自分が行くことができなどうかを聞いてもらったところ、許可を得たため、コースキアに行くことになった。ペルーに店を構えていたヘクターさんであったが、結局店を没収され、家族に送金するためにも仕事に貪欲であったことがうかがえる。

早速2日後の6月14日、渡辺春吉さんたちは午前9時30分にケネディーを出発し、丸5日間をかけてコースキアの抑留所に向かった。同地までは、8人のドイツ人、12人の日本人と共に、14日にサンアントニオ (San Antonio) を経由して寝台車を利用し、オースチン (Austin)、ダラス (Dallas) を経て、15日にカンザスシティ (Kansas City)、そしてミズーリ川 (Missouri River) 沿いに進み、16日にはグレート・プレーンズ (Great Plains) を通過し、17日にコロラド州に入り、18日にスポークン (Spoken) に着き、午後2時20分にコースキアの町に着いた。そこからは車で3時間半ほどかけて抑留所に向かった。

そのキャンプには、すでにペルーから連行された136人の日本人がいて、山間部で蕨や山牛蒡、椎茸や松茸のほか、野いちごやラズベリー、ブドウ、そして野草も収穫できた。コースキアの抑留所には囲いがなく、山脈が見渡せ、そよ風が吹き、野草の香りが心地よい気分させてくれるといった自然環境であった。渡辺春吉さんは、毎日仕事の後、魚釣りに行ったり、ワラビを収穫したりしていた。

そうした折、コースキアに来て22日目に、渡辺春吉さんは5人の子供たちのうち4男であるイサムさんが病気であるとの電報を突如受け取

ることになった。スコット (Scott, 名前は不明) 管理官は同情を寄せ、すぐに飛行機を手配してくれようとしたが、すべてはアメリカ陸軍のものであったため、結局8月11日にコースキア駅から電車で、シマブクロ (Shimabukuro) 一家 (両親と子供) と共に4人で、渡辺春吉さん家族の待つクリスタルシティに向け出発することになった。電車の駅までは、スコット管理官らが連れて行ってくれた。その際、出発同日に息子が死去したことを初めて聞かされた。渡辺春吉さんのメモには、お花代としてスコット管理官から10ドル、日本の関係者から3ドルをもらったとも記されている。

同日12時半にコースキア駅を出発し、車内で一泊した後、翌日ミゾーラ (Missoula)、リビングストン (Livingston)、モンタナ州ビルリングス (Billings, Montana) と移動し、日本人が所有するホテルで1泊した後、13日にはビルリングスからロッキー山脈 (Rocky Mountains) を通り、15日にテキサス州ダラスに着き、昼食後に同地を離れ、車中で1泊し、16日にヒューストン (Houston) に、そして同日中にサンアントニオに到着した。すると、そこには二人の移民局の係官が待っていて、彼らと共に車で3時間のところにあるクリスタルシティに到着した。その夜、スズキさん (Suzuki, 名前は不明) から日本人が集まり、葬儀日程について話し、イサムさんが亡くなってから8日後の18日に葬儀を行なうことにした。この日の夕方5時、ワタナベさん一家のミノルさんとヘクターさんが、病院から解放されるとメモには記されている (おそらく葬儀に出るためであったと思われるが、なぜ病院にいたのかは不明である)。

ワタナベさん一家は、父がペルーを出国して3か月後、アメリカ官憲によって、彼らの父と同行するか、ペルーにとどまるかどうかを尋ねられた際、父に続くことを選択した。しかしその時には、「ペルーから写真を持ち出すことはできない⁴³⁾」といった制約を受けるなど、全くの自由意志による渡米とは異なっていた。

こうして父を除くワタナベさん一家は、ペル

ーから「USAT キューバ (Cuba)」という名の船で「自発的な人質」として出航し、アメリカ最初の到着地ニューオリンズに着いた。そこで一家は、アメリカ官憲から持参していたペルー政府が発行したパスポートなどを取り上げられた。そのため、こののち彼らは「不法外国人」としての扱いを受けることになる。そしてこの待遇が、その後の補償交渉において大きな障害となるのであった。

ワタナベさん一家を含めた一行は、ニューオリンズから陸路で、その後入所することになる抑留所のあるテキサス州クリスタルシティへと向かうことになった。クリスタルシティに到着するまでの交通事情は決して良いものではなく、何が原因であるかは不明であるが、生後間もない子供が途中で死亡したこともあったという⁴⁴⁾。

IV 抑留所での生活とその後のアメリカ生活

司法省が管轄するクリスタルシティの抑留所は、家族で生活することが許されていた。しかしそこでの生活は、アメリカ国内に設けられた他の10か所の強制収容所と同様、まるで刑務所のようなところであったとされる。脱走者を防ぐため、四方を3メートルの高さの塀で囲まれ、監視塔からは常に見張られており、銃口が外からの侵入者に対してではなく内部に向けられていて、投光照明が付けられていた。多くの日本人の指導者たちやその一家は、ドイツ人やイタリア人といった「敵国外人 (enemy aliens)」と同じ敷地に収容されていた。ドイツ人は、日本人が入る住居などを建設するために、他の収容所から転住してきた場合が多く、抑留所内の日本人居住区とは別の区画に収容されていた⁴⁵⁾。クリスタルシティの抑留所にいる間、収容者たちは「人質」として利用されるのではないかとの恐れを抱き続けていた。

1945年8月15日に日本が敗戦を認め、第二次世界大戦が終了したのちも、ワタナベさん一家

はクリスタルシティから外に出ることができなかった。なぜならば、彼らはパスポートや他の身分証明書をアメリカ官憲に奪われたために所持しておらず、「あなたの帰国は認められません」とのペルー政府からの通知が手交されたからである。こうして、少なくともワタナベさん兄弟のうちの3人はペルー人であったにも係わらず、ペルー政府からペルーへの帰国を拒否されたのであった。

その後、ワタナベさん一家が抑留所から解放されたのは、1947年11月以降になってからのことである⁴⁶⁾。これ以前である同年7月2日、ワタナベさんの父春吉さんは、長年にわたりペルーに居住し、日米間で戦争が開始されたことによりアメリカへ連れてこられた日本国籍を持った人々がペルーに戻ることができるよう、ペルー政府による帰国許可を要請する手紙をペルーに送付していた⁴⁷⁾。

これに対して、ペルー議会のロドリゲス (Luís Rodrigues) 下院議員は、1947年11月25日、クリスタルシティの抑留所にいた渡辺春吉さんに文書で回答を寄せた。そこには、「ペルー国民およびペルー国民と結婚したかなりの人々はすでに帰国しており、まだこうした状況にない人々の帰国は認められていない。しかしペルー政府は、その他のケースについても考慮しており、個人的には多くの可能性に関心を持っている。しかし、いくつかの権力の介入があることも理解する必要がある。時の経過があなたにとって良い結果をもたらし、長年あなたを保護してきた国に戻ることができるであろう」という内容が書かれていた⁴⁸⁾。

こうして、クリスタルシティの抑留所を出てからも、ワタナベさん一家はペルーに帰国することができず、またアメリカでは法的に仮釈放の扱いを受けるといふ、身分的に不安定な日々を過ごさなければならなかった。そうした状況に変化が生じたのは、1952年のことであった。この年の11月26日、ワタナベさんはINSから一通の文書を受け取った⁴⁹⁾。

そこには、「あなたのケースについて、国外

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

追放は延期された。そのことは、1917年2月5日の移民法第19節(C)(2)の修正として連邦議会に提出されるであろう」と記されており、さらに「あなたのケースが報告される連邦議会の会期中、もしくは次にこのケースが報告される連邦議会の会期が閉会される前までに、連邦議会は実質的にこうした国外追放の延期を支持する共同決議⁵⁰⁾を通過させ、そのことを事後に知らされることになる。その際、合法的な入国記録を作成するのに必要とされる費用の提出を求められるであろう」と綴られていた。

そして予告通り、同年12月3日付の文書において、「以前に通知したように、INSのコミッショナーは、あなたの国外追放を延期する手続きに入った。その結果、あなたはもはや仮釈放の命令にある文言に従う必要はない。ここにあなたの仮釈放は終了し、それに伴うすべての義務から解放されることを命じる。ただし、あなたはいかなる住所の変更も、この事務所に通知しなくてはならない」との内容がワタナベさんに通達された⁵¹⁾。こうしてワタナベさんは、抑留所を出てから5年後に、ようやくアメリカにおいて合法的な滞在資格を手に入れることになった。

抑留所が閉鎖されたのち、アメリカで暮らすことになったワタナベさん一家は、カリフォルニア州ロサンゼルスに住むことになった。ワタナベさんは同地で学校教育を受け、高校生の時にアメリカの市民権を得た。アメリカでは日本人をはじめとするアジア人は、第二次世界大戦以前から帰化不能外国人として扱われていたが、トルーマン(Harry S. Truman)アメリカ大統領(1945-1953年在位)の拒否権を乗り越えて成立した、1952年の「ウォルター・マッカラン法(英文の略称ではthe McCarran-Walter Act)⁵²⁾」の制定により、日系一世に対しても市民権の獲得が可能となった。

V 日系ラテンアメリカ人と戦後補償

ワタナベさんは、収容所を出てから暮らしは

じめたカリフォルニア州で現地の学校に通い、コミュニティ・カレッジに進学し、ヴェトナム戦争では兄と共にアメリカ陸軍に志願した。実際には、カリフォルニア州ロサンゼルス郡のダウニー(Downey, Los Angeles, California)という町にある宇宙局(Space Division)に配属であったため、戦地に赴くことはなかった。その後、カリフォルニア州内の学校区に勤務し、主にスクールバスのメインテナンスの仕事に従事したのち、現在は退職されている。

高校時代にすでにアメリカの市民権を獲得していたワタナベさんは、1960年代に展開された公民権運動に触発され、まずは日系アメリカ人として解決すべき問題と取り組むための運動に加わることにした。それが、1981年に日系アメリカ人の戦後補償を獲得するためのアメリカ連邦議会における関係委員会(the US Commission in 1981)の席での証言である。

カリフォルニア州ロサンゼルスにあるカリフォルニア・ステート・ビルディング(California State Building)において、ワタナベさんは約20人に上る主として日系アメリカ人の証言者の中で唯一の日系ペルー人として、ご自分がテキサス州のクリスタルシティにおいて「人質」であったこと、抑留所での収容生活を余儀なくされたことで、一家はペルーにおける家や仕事を奪われたこと、抑留所に入っていたときはまるでユダヤ人と同様に、この先何が起こるかかわからない不安な状況に置かれていたこと、ペルーから「人質」としてアメリカに移送されてこられたことは、明らかに公民権法違反であり、合衆国憲法(第5条および第14条に掲げられている)法の適正な手続きを経ていないこと、1947年に抑留所を出て以降、「アメリカでは居心地が良いと思ったことは一度たりともない」ことなどを証言した⁵³⁾。

こうした証言が積み重ねられ、また連邦議会における日系議員への働きかけが功を奏し、アメリカ連邦議会上下両院を通過した法案が、1988年にレーガン大統領によって署名された。それが市民自由法である。ここでアメリカ連邦

議会は、約12万人におよぶ日系人と日本人の収容者に対する過失があったことを正式に認め、法律が制定された当時に生存していた日系アメリカ人や日本人収容者に対し、一人当たり2万ドルを支払うことにした。

しかし、抑留所に収容されていた当時、日系ラテンアメリカ人は「不法外国人」であったため、この時にはラテンアメリカから連れて来られた日系ラテンアメリカ人および日本人は、補償の対象外となった。ワタナベさんもその例外ではなかった。

カリフォルニア州サンノゼ (San Jose) で生まれた日系アメリカ人二世であり、自身もワイオミング州のハートマウンテン (Heart Mountain, Wyoming) にある強制収容所に入っていたミネタ (Norman Mineta) 連邦下院議員 (カリフォルニア州選出、民主党) は、公聴会の席でバーマン (Howard Berman) 議員から、同法が日系ラテンアメリカ人を対象として含めるかどうかを問われた際、「まずこの法案は、まさしく自国政府の誤った行動によって不当に扱われたアメリカ人に利益を与えるためのものである。そのため、私は同法が、当時のペルー政府が日系ラテンアメリカ人をアメリカに送り込むという行為にまで、その適用範囲を拡張しないものと考えている」と述べている。ただし大多数の日系ラテンアメリカ人にとって、1990年にアメリカ政府が最初の補償の支払いを行なうまで、彼らが補償の対象から外されていることに気付かなかった点は大きな問題であった⁵⁴⁾。

アメリカ政府から補償を否定する文書を受け取った日系ラテンアメリカ人らは、すぐさま立ち上がり、1991年には日系ペルー人の家族が「日系ペルー人口述歴史証言計画 (the Japanese Peruvian Oral History Project, 以下 JPOHP)」を組織した。同組織は、かつて収容された人々に対するインタビューを収集し、保存することを目的としていた。その後 JPOHP が中心となり、ロサンジェルス在住の元被抑留者であるモチヅキ (Carmen Mochizuki) さん、ニシモト (Alice Nishimoto) さん、シマ (Henry Koshio

Shima) さんと、人質交換により日本に強制送還させられた人々を代表して、ツボイ (Sumiko Tsuboi) さんおよびスギマル (Masaji Sugimaru) さんを原告としたクラス訴訟を起こすことにし、準備を進めた⁵⁵⁾。

ワタナベさんは、アメリカで学校教育を受けて育ったが、学校で習ってきたこととアメリカが行なってきたこととは異なっているという強い違和感を覚えていた。そして、「不当な差別を受けること」、「民主主義」、「万人のための正義」とは何かを考え、さらなる行動に出ることにした。具体的には、市民自由法が成立したのち、日系ラテンアメリカ人に対する正当な補償を求めて1996年8月28日に起こされた連邦レベルのクラス訴訟であるモチヅキ訴訟 (*Mochizuki v. United States*, 43 Fed. Cl. 97 (1999)) が行なわれている最中に発足した、前述の「正義を追求する運動」という組織における講演活動に係わることであった。同組織は、その後、日系ラテンアメリカ人への本格的な戦後補償を求める上でも中心的な存在となり、現在も活発に運動を展開している。

ところでモチヅキ訴訟に関しては、1998年6月12日、司法省の補償管理局 (the Justice Department's Office of Redress Administration, 以下 ORA) が和解策を発表した⁵⁶⁾。原告側の南加アメリカ市民連合 (the American Civil Liberties Union of Southern California) および全米補償・賠償連合 (the National Coalition for Redress/Reparations) の弁護士および代表も同時にそのことを明らかにした⁵⁷⁾。両者で合意に至った和解内容とは、第二次世界大戦中にラテンアメリカにある本国から強制送還され、アメリカの抑留所に収容され、市民自由法による補償を否定された5人による訴訟に対し、アメリカ政府からの正式な謝罪と生存者に対する5000ドルの賠償金の支払いを行なうというものであった⁵⁸⁾。

しかし、かつての収容者たちは、同じ時期に強制収容された日系アメリカ人に支払われた金額の4分の1であることや、賠償金の支払いが

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

保証されていない合意内容に落胆した。また、賠償の申し込みにも期限が設けられ、収容者たちは市民自由法による日系アメリカ人への補償期限である1998年8月10日の消印（9月4日の受け取り）まで、すなわち約8週間以内に志願しなければならなかった。

アメリカ政府は、生存者の多くが居住していると思われる日本とペルーにおいて、本訴訟における和解内容をそれぞれの主要紙2紙に、25日以内に告知することで合意したが、居住先はその他の諸国にもおよんでいるとみられ、まだ和解の署名をしていない推計400人の元被抑留者に対し、期限内に周知できるかどうかが大きな壁となった⁵⁹⁾。

ところで、この金額は当初、先の日系アメリカ人への補償金額の範囲内で支払うことを想定して算出されたものであるが、生存者への謝罪と補償を最優先とすることを考え、和解が受け入れられたのであった。「正義を追求する運動」が和解策の周知を精力的に行なったが、17人が締め切りに間に合わず、最終的に申請した731人のうち30人以上が資格外とされ、12人は政府が居場所を特定することができず、また5人が補償を待たずして死亡した。

市民自由法による補償期限は1998年8月10日であったが、司法省は大多数の日系ラテンアメリカ人に対する補償をすることはできなくなったと発表した。また補償のためのプログラムを運営していたORAは、翌1999年2月5日に閉鎖された。こうして、731人の申請者のうち和解が認められたのは、わずかに145人であった。

そのため司法省は、1999年9月に同省の基金を使用することを認め、残りの申請者に対する支払いに充てることにした。これによって、2000年3月までに、528人の日系ラテンアメリカ人に対する支払いが行なわれる予定となった。時のクリントン（William Clinton）大統領（1993-2001年在位）と司法省は、この和解を「完結した解決策である」と位置付けた⁶⁰⁾。

ワタナベさんは、この時に和解を受け入れた。しかし、この和解案を「不公平」であると

して拒否し、サンノゼにある連邦地方裁判所（the San Jose U.S. District Court）に対し訴訟を起こした人物がいる。それがシバヤマ（Isamu Carlos Arturo “Art” Shibayama）さん兄弟であった⁶¹⁾。ペルーで出生したシバヤマさんは、第二次世界大戦中にアメリカで拘束を受けた日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償の和解案を、「平等な正義（equal justice）」を希求する観点から、日系アメリカ人と同じ補償が与えられるべきであるとして、他の兄弟と共に拒否したのであった⁶²⁾。

VI 結び

日系ペルー人あるいは日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償は、長年、アメリカ政府による虐待と正義のための困難な闘争をめぐる「隠された歴史（Hidden History）」としてとらえられてきた。彼らは「自国によって関係を断たれた上、外国に強制送還され、彼らが話す言葉を使用していない国において疎外されるという二重の屈辱を受けた⁶³⁾」にも係わらず、市民自由法から排除されていた。

そもそもペルー政府は、すでに現地では排斥の動きさえ出していた日本人移民について、特に農業に従事させるために奨励し続けておきながら、戦争の際の融資などと引き換えに、アメリカと枢軸国の国民や自国民まで取り引きしたのである。

渡辺春吉さんは、クリスタルシティの抑留所に収容されていた時のことについて、息子のヘクター・ワタナベさんにほとんど何も語らなかった。3歳半でペルーからクリスタルシティにやって来たワタナベさんにとって、そこでの記憶は非常に限定されている。

そうしたワタナベさんが、アメリカでの学校教育を受け、アメリカの市民権を獲得したちょうどその頃、アメリカでは、公民権運動が全盛時代を迎えていた。その後、日系アメリカ人が中心となり、第二次世界大戦下で強制収容を受けることになった日系アメリカ人に対する本格

的な補償交渉を求める動きが展開された。ワタナベさんは、アメリカの学校で「公正さ」とは何かを学んだが、ご自分の考えとアメリカがとってきた行動とが矛盾すると考え、補償交渉に加わることにした。ワタナベさんご自身も、この運動にける期待はかなり大きかった。しかし、ようやく手に入れた「市民自由法」に基づく補償を受けるために申請をしたところ、そして申請して初めて、そこに日系ラテンアメリカ人および日本人への戦後補償は含まれていないとして却下されたことを知るのであった。

アメリカの強制収容所に入れられていた日系アメリカ人と日本人の3分の1は二世であり、残りの3分の2は二世であった。二世の多くはアメリカの学校に通っており、英語が話せ、監視する米軍らとのコミュニケーションを図る上での問題はなかった。しかし、ラテンアメリカ13か国からアメリカに送り込まれた人々は、英語が母語でない上に、アメリカに到着するや否やアメリカ官憲にパスポートを没収され、「不法外国人」のレッテルを貼られた生活を余儀なくされていた。

ワタナベさんの場合、本文で紹介したように、1947年11月にペルーへの帰国を切望していた父春吉さんに対し、含みを持たせながらも、帰国を認めることはできない旨の文書が届き、また1952年の末になり、ようやく永住権の申請を許可する文書がINSから届けられたが、その間の不安定な身分や、何よりも不当に抑留所に入れられていたという事実は、いまだにトラウマになっていると語る。

第二次世界大戦は、連合国と枢軸国で多大な犠牲者を出したが、アメリカの圧力によってラテンアメリカ諸国からアメリカに強制送還され、抑留生活を送ることになり、それまでに築きあげてきた職業、交友関係、財産と自由を奪われた日系ラテンアメリカ人および日本人もまた戦争の犠牲者であり、その存在を忘れてはならない。アメリカによって創出された「不法外国人」という身分のために、市民自由法で定められた金額をはるかに下回る金額での最終和解

を図ろうしているアメリカ政府に対し、戦時中に強制収容所に入れられた日系アメリカ人および日本人と同等の、あるいはそれ以上の補償金を日系ラテンアメリカ人および日本人に支払うことは、アメリカの当然の責務であると考えられる。

〔付 記〕

2010年と2011年の2年間にわたる執筆者のインタビューおよび資料提供に応じて下さったヘクター・ワタナベさんに、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

なお本研究は、2010年度阪南大学産業経済研究所助成研究「日系人に対するもう一つの戦後補償—第二次大戦中に強制収容された日系ペルー人の闘い」による成果報告の一部である。

注

- 1) National Archives, Document for February 19th: Executive Order 9066: Resulting in the Relocation of Japanese ; available from <http://www.archives.gov/historical-docs/todays-doc/index.html?dod-date=219> ; accessed November 1, 2011.
- 2) アリゾナ州だけは全地域ではなく、南半分だけが対象とされた。
- 3) 日系アメリカ人や日本人は、退去命令を受けてから数日ないし数週間のうちに移動しなければならなかった。彼らの銀行口座は、真珠湾攻撃後直ちに閉鎖され、持参することができるのは家族が使用する寝具や衣類、食器など、両手で持てるだけの荷物であった。その後の生活では、自由や尊厳、職業を奪われただけでなく、多くの場合、長年住み続けてきた家に戻ることもできなかつた。なぜならば、それらはすでに他人の手に渡っていたり、破壊されていたりしたからである。
- 4) Pub. L. No. 100-383, August 10, 1988. 同法は、1987年9月17日に連邦議会下院において下院決議第442号 (House Resolution 442) が可決され、1988年4月20日には上院決議第1009号 (Senate Resolution 1009) が可決され、同年8月10日に

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

- レーガン大統領が署名したことにより成立した。
- 5) 日系アメリカ人のために設けられた10か所の強制収容所のほかに、主として日系ラテンアメリカ人を収容するための施設として、クリスタルシティの抑留所が設けられた。同所には2446人が収容され、ワタナベさんの父が一時働いていたケネディには250人が収容されていた。なお、抑留所とは司法省によって管理されていた施設を指し、戦時転住局 (War Relocation Authority) 収容所 (一般には強制収容所と呼ぶ場合が多い) と区別する。
 - 6) たとえば、ペルーで教員をしていて1943年に日本に帰国することになった小川長男・村子夫妻は、「私儀 今次大東亜戦争勃発に依り在任国秘露が日本と国交を断絶せるため、昭和17年6月17日、ペルー国政府より国外追放を命ぜられ米国内テキサス州敵外国人収容所に収容され居り候 処日米交換船帝垂丸にて昭和18年11月14日帰朝仕り候 今般退職致し度く候に付き、此段及御願候也」との辞表願を重光葵外務大臣宛に提出した (太田宏人編著『110年のアルバム—日本人ペルー移住110周年記念誌』現代史料出版、2009年、99ページ。なお、引用文中のカタカナはひらがなに置き換えた)。
 - 7) 日本の戦争捕虜との交換要員である「人質」として日本に帰還することになった人々は、日本人および日系ラテンアメリカ人の中で、約800人いた。また、ラテンアメリカ諸国からアメリカに連行されたのは、日本人だけにとどまらず、ドイツ系ユダヤ人を含むドイツ人、イタリア人も対象となった。ただし、そうした「人質」の3分の2は日本人であった (Las Culturas, “Justice for Japanese Latinos: Time to return dignity to them and our country,” 2004 ; available from <http://www.lasculturas.com/aa/aa060701a.htm> ; accessed June 15, 2011)。
 - 8) 根拠があるとするならば、アメリカと戦争状態にある国家の国民に対し、略式逮捕および抑留を認めた1798年の敵国人法 (the Alien Enemies Act of 1798) があるとの指摘がある。ただし、この143年前の法律をペルー在住の日本人もしくは日系人に適用するためには、適国人についてアメリカとペルーとの間で行政レベルでの協力を必要とした (C. Harvey Gardiner, *Pawns in a Triangle: The Peruvian Japanese and the United States*, Seattle and London: University of Washington Press, 1981, p. viii)。
 - 9) “Hidden Internment: The Art Shibayama Story,” Directed by Casey Peek, Peek Media Presents, 2004.
 - 10) ヘクター・ワタナベさんと執筆者とのインタビュー。2010年8月28日より9月11日までと、2011年8月29日より9月10日までの2期間にわたり、カリフォルニア州ロサンジェルスのリトル東京にて行なった。
 - 11) Gardiner, *Pawns in a Triangle*, pp.4-5. なお森岡商会とは、ペルーに日本人移民を輸送した最大の移民会社であった。
 - 12) *Ibid.*, p.5.
 - 13) C. Harvey Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973* (Albuquerque, New Mexico: University of New Mexico Press, 1975), pp.35-36.
 - 14) Article 14, Constitution of March 28, 1933, quoted in Edward N. Barnhart, “Japanese Internees from Peru,” *Pacific Historical Review*, vol.31, no.2, May, 1962, University of California Press, p.169.
 - 15) Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973*, p.38.
 - 16) *Ibid.*, p.6.
 - 17) *Ibid.*, p.38.
 - 18) *Ibid.*
 - 19) Law 8526 of April 20, 1937 (Complicación de legislación peruano, III , 1092-1093), quoted in Barnhart, *op.cit.*, pp.169-170.
 - 20) 太田宏人編著、前掲書、192ページ。
 - 21) Resolution of Minister of Foreign Relations of July 13, 1940 (El Peruano, Nov. 20, 1940, p.1086), quoted in Barnhart, *op.cit.*, p.170.
 - 22) Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973*, p.38.
なお、1938年時点におけるリマの人口は約40万人で、日本人は1万5000人ほどであった (太田宏人編著、前掲書、191ページ)。
 - 23) Gardiner, *The Japanese and Peru 1873-1973*, pp.6-7.

- 24) 日本の法律なのか、ペルーで日本人を対象にした法律なのか、またその法律名称などは不明である。
- 25) 販売していた衣料品の中には、母及さんが製作した洋服などもあった。及さんは、その技術を活かし、のちにロサンゼルスにおいても衣料を縫製する仕事に携わった（執筆者によるヘクター・ワタナベさんへのインタビューによる）。
- 26) Barnhart, *op.cit.*, pp.170-171.
- 27) Gardiner, *Pawns in a Triangle*, p. viii.
- 28) *Ibid.*, p.52.
- 29) アメリカは戦争に対処するために、すべてのラテンアメリカ諸国との結束をより強固にしようと考えていた。1942年1月、アメリカはブラジルのリオデジャネイロで開催された外相会議の席で、破壊活動を防止するためとして、第1に危険な外国人をコントロールすること、第2に市民を虐待から保護すること、第3に外国旅行の規制、そして第4に政治的侵略行為を阻止することの4領域を推進するよう勧告した。さらにこれらの事項について研究を行なうため、「政治的防衛のための緊急助言委員会 (Emergency Advisory Committee for Political Defense)」が創設されることになり、ここにはペルーは含まれなかったが、アルゼンチンやブラジル、チリ、メキシコ、アメリカ、ウルグアイ、ヴェネズエラの代表によって構成されることになった (Gardiner, *Pawns in a Triangle*, p.16-17)。
- 30) 太田宏人編著、前掲書、192ページ、および吉田忠雄『南米日系移民の軌跡』(人間の科学社、2006年)、114-115ページ。
- 31) 吉田忠雄、前掲書、115ページ。「アカディア号」でアメリカに向かった人々は、他地域から集められた日本人と共にアフリカおよびヨーロッパへ行き、そこで日本から来たアメリカ人など連合国の在日外交官やその家族らと交換され、夏頃までに日本に向かったとされる。
- 32) Gardiner, *Pawns in a Triangle*, p.52. その後3隻の大型船が南米大陸西部から、日本人、ドイツ人、そしてイタリア人を乗せてアメリカに向かった。なお、プラド大統領の公式訪問は5月7日から11日までであったが、大統領は5月5日から22日までアメリカに滞在した。プラド大統領は、アメリカ側から2500万ドルの援助を受ける約束をしたとされる (“Hidden Internment: The Art Shibayama Story,” *op.cit.*)。
- 33) *Ibid.*
- 34) *Ibid.*, p. viii.
- 35) *Ibid.*; 吉田忠雄、前掲書、115ページ。
- 36) 渡辺春吉さん直筆のメモより（日本語で書かれたもの。ヘクター・ワタナベさん所蔵。執筆年月日の記載なし。1996年1月以前に書かれた。以下、「渡辺春吉さんメモ」と称す）。
- 37) 「渡辺春吉さんメモ」。
- 38) 渡辺春吉さんのメモには弟と記載されているが、義理の弟である可能性もある。
- 39) 「渡辺春吉さんメモ」。
- 40) Thomas Connell, *America's Japanese Hostages: Peruvian Japanese in the United States during World War Two* (Westport, Connecticut: Praeger, 2002), p.31.
- 41) Gardiner, *Pawns in a Triangle*, p. vii.
- 42) テキサス州南部のケネディーには、INSがかつて抑留センター (internment centers) として使用していた施設があり、同センターを改築して800-2000人を収容するケネディー抑留所とした (Gardiner, *Pawns in a Triangle*, pp.29-30)。
- 43) U.S. Testimony, Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians (CWRIC), hearings in Los Angeles, California, 1981, quoted by a video tape by National Coalition for Redress/Reparations (NCRR) and Visual Communications.
- 44) U.S. Testimony, 1981.
- 45) クリスタルシティの抑留所に着いた時、ヘクターさんは3歳であったため、彼が記憶していることは少ない。最も思い出深いことは、その抑留所には池があり、子供たちはそこをプール代わりに遊んでいたことであった。その池はとても深く、飛び込みをしたときに溺れそうになったこともあったという。また、「庭」にはグレープフルーツの木が生えていたと記憶している (執筆者によるヘクター・ワタナベさんへのインタ

Mar. 2012 第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償

- ビューによる)。
- 46) ワタナベさん一家が実際に抑留所から解放された日に関する公式文書は見つかっていないが、ワタナベさんは11月であったと指摘する。
- 47) ロドリゲス議員から渡辺春吉さん宛の手紙 (Una carta de Luis Rodriguez a Señor don Jose A. Harukichi Watanabe, Camara de Deputados en Lima, 25 de noviembre de 1947)。ワタナベさん所蔵文書。
- 48) Ibid.
- 49) A letter from District Director Alfred E. Edgar, Immigration and Naturalization Service, United States Department of Justice to Yoshio (Hector) Watanabe, November 26, 1952. ワタナベさん所蔵文書。
- 50) 共同決議とは合同決議 (joint resolution) とは異なり、大統領の署名を必要とせず、法的効力を持たないものとされる。
- 51) A letter from District Director J. W. Nelson, Immigration and Naturalization Service, United States Department of Justice to Yoshio Watanabe, December 3, 1952. ワタナベさん所蔵文書。
- 52) 正式名称は、The Immigration and Nationality Act of 1952 (Pub. L. 82-414, 66 Stat. 163, 1952年6月27日制定、同年12月24日施行)。
- 53) U.S. Testimony, 1981. 1947年にアメリカで生まれた四世であり、2008年にはカリフォルニア州議会下院議員に選出されることになるフルタニ (Warren Furutani) さんは、この時の証言で、「強制収容所に行ったのは祖父母と両親であり、自分は何も係わっていないのに、日系アメリカ人であると言うと、しばしば好奇心から『キャンプに行ったか』と聞かれ、このことを語ることは、もはや我々の任務であるかのようにになっている」と語っている。さらに、サンフェルナンド・ヴァレー (San Fernando Valley) に住んでいたメキシコ系アメリカ人であるサンチェス (Gilbert Sanchez) さんは、日系人と隣り合わせの生活をしていて、この時に日系人を支援するために立ち上がった。彼は、「ある時に人種差別的な情報が流された上、アメリカ連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation, FBI) や INS がドアを壊し、母が恐怖感を味わうなど、日系人だけでなく自分たちも怖い思いをしたほか、土地が接収されるのを見た」と証言した。
- 54) Connell, op.cit., p.241-242. ただし例外として、入国時にアメリカの永住居住権を与えられていて、同法ができる以前まで引き続きアメリカに住んでいた者および収容所で生まれた子供たちは、かつての収容者として認められた。
- 55) Ibid., p.242.
- 56) The Office of Redness Administration, Japanese Latin Americans to Receive Compensation for Internment during World War II, June 12, 1998; available from <http://www.justice.gov/opa/pr/1998/June/276.htm.html>; accessed June 15, 2011).
- 57) American Civil Liberties Union of Southern California, Japanese Latin Americans Imprisoned by US During WWII Win Bittersweet Victory from Department of Justice, June 12, 1998; available from <http://www.aclu-sc.org/releases/view/100003>; accessed October 6, 2011).
- 58) この時までには ORA では、市民自由法の申請を拒否された日系ラテンアメリカ人が600人いることを把握していた。原告は、第二次世界大戦で抑留された日系ラテンアメリカ人は2000人を上回っていたと見積もったが、このうち生存者は1300人ほどであると推測した。市民自由法に基づくプログラムでは、資格を有する8万1664人の請求者に10億6500万ドルの賠償金が支払われたが、この時点では同基金が1100万ドル以上残っていることを明らかにした (The Office of Redness Administration, op. cit.)。
- 59) Japanese Latin Americans Imprisoned by US During WWII Win Bittersweet Victory from Department of Justice, June 12, 1998.
- 60) Connell, op.cit., pp.243-244.
- 61) 1999年3月の時点で、アート・シバヤマさんは68歳、カリフォルニア州のサンノゼに在住。アートさんの兄弟は、同時期に62歳であったケンイチ・シバヤマ (Kenichi Javier Shibayama) さ

ん、61歳であったタケシ・シバヤマ (Takeshi Jorge Shibayama) さんで、二人はシカゴに在住していた。

- 62) シバヤマさんは、1939年にカジャオで生まれた日系二世。ペルーで、両親と祖父母によって育てられた。第二次世界大戦中、両親と共にアメリカの輸送船でアメリカに連行され、クリスタルシティの抑留所で生活し、その後、農産物を扱う仕事に従事するため、家族と共にニュージャージー州のシーブルック (Seabrook, New Jersey) のキャンプに移動した (同キャンプでの時給は3ドルで、さらに不法外国人は税金を払

わないからという理由で、そこから30パーセントを引かれた額が実際の手取り金であった)。1950年代には、不法外国人とみなされていたにも関わらず陸軍に徴兵され、ドイツで任務に就いた (Discover Nikkei, Art Shibayama; available from <http://www.discovernikkei.org/en/interviews/profiles/32/>; accessed October 10, 2011)。

- 63) Las Culturals, op.cit.

(2011年11月25日掲載決定)